

【保存版】

特定給食施設等 ～管理運営の手引き～



(令和6年1月)

呉市保健所

(地域保健課)

目次

I	特定給食施設とは	1
1	特定給食施設等の役割	1
2	特定給食施設の定義	1
3	施設の種類	2
II	特定給食施設等の設置者の責務	3
1	各種届出	3
2	報告書の提出	4
3	管理栄養士等の配置	4
4	栄養管理基準の遵守	5
III	呉市の指導・支援等	8
IV	参考資料	8

I 特定給食施設とは

1 特定給食施設等の役割

食べる人にとっては心身を健康に保つために必要な栄養をとる場。

提供する人にとっては、食べる人に合わせた給食を提供し、かつ食事について正しい知識と、適切な食習慣を身につけるための健康・栄養情報を提供する場となっている。

そのため、給食の提供は、給食施設設置者・管理者・健康管理担当者・給食業務担当者などが協力し合い、食べる人の特性、ライフステージや疾病などに合わせた栄養・食事計画・品質管理・衛生管理などの総合的な栄養管理を行う必要があります。

2 特定給食施設の定義

特定給食とは

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上提供している施設のことです。(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

また、「その他の給食施設」として、特定かつ多人数のものに対して継続的に、1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する給食施設に対しても、特定給食施設に準じて指導を行うものとする。

(呉市特定給食施設等指導実施要綱)

用語の解説

特定	利用者がほぼ同一人と推定される集団である。
多数	利用する人数が、1回100食以上又は1日250食以上 ※栄養管理を行う対象者数(職員数は含まない) ※一般給食センターで、一施設に対して複数への食事を提供する場合も含む。 ※事業所等食堂については、従業員の概ね8割以上の使用のみ対象とする。
継続的	週4日以上かつ1か月以上継続していること。
食事	該当給食施設で、調理を行っている食事を提供、また弁当業者等と契約をして、食事を提供する場合も該当とする。
施設	施設の種類(P2)の表を参考
食	定員数が定められている者(許可病床数、入所定員数等)、それ以外については喫食者数。(おやつは含まない)

3 施設の種類

区分	該当施設	法的根拠
学校	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校, 大学, 専修学校, 各種学校	学校教育法第1条 学校教育法第124条 学校教育法第134条
	学校給食共同調理場	学校給食法第6条
	幼稚園型認定こども園	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律
病院	病院	医療法第1条
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条
介護医療院	介護医療院	
老人福祉施設	老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(ケアハウス), 老人福祉センター, 老人介護支援センター等	老人福祉法第5条
児童福祉施設	助産施設, 乳児院, 母子生活支援施設, 保育所, 認定こども園(稚園型を除く), 児童養護施設, 障害児入所施設, 児童発達支援センター, 児童心理治療施設, 児童自立支援施設及び児童家庭支援センター, 認可外保育所等	児童福祉法第7条 社会福祉施設第2条のうち児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律
社会福祉施設	救護施設, 障害者支援施設, 婦人保護施設等	生活保護法第38条 身体障害者福祉法第5条 売春防止法第36条
事業所	事業所(社員食堂など, 概ね80%以上が利用していること)	労働基準法別表1
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設(海上保安大学等)	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 少年院法第3条
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設(その他一般市民が等への販売を行っていないもの)	
その他	警察学校, 有料老人ホーム等	上記以外の施設

Ⅱ 特定給食施設等の設置者の責務

特定給食施設等における設置者とは、その施設を利用する者の栄養管理をあずかる最高責任者のことを言います。

設置者が法人の場合、法人のトップではなく、その施設の責任者のこと。委託先は、設置者ではありません。

『設置者の責務内容』

	対象施設		法的根拠
	特定給食施設	その他の給食施設	
1 各種届出	○	○	健康増進法第20条・呉市健康増進法施行細則第3条
2 報告書の提出	○	○	健康増進法第24条第1項・呉市健康増進法施行細則第5条
3 管理栄養士等の配置	○	—	健康増進法第21条第1項・呉市健康増進法施行細則第4条
4 栄養管理基準の遵守	○	○	健康増進法第21条第3項

※同一敷地内に施設の種類や利用者(当該給食施設で食事の供給を受ける者)の特性が明らかに異なる特定給食施設等が複数設置されている場合、それぞれの給食施設として、届出が必要となります。

1 各種届出

給食施設設置者は、給食を開始(再開)・変更・廃止(休止)する日から1か月以内に、呉市保健所に届けなければなりません。

届出種類	内 容
特定給食施設 開始届	給食を開始又は再開した時 ・施設の平面図も添付
特定給食施設 変更届	以下の事項について変更があった時 ① <u>給食施設の名称及び所在地</u> 施設の名称や住所変更及び住所表示が変わった場合。 ② <u>設置者の氏名及び住所</u> 施設の責任者名や設置者の住所が変わった場合 また、法人の場合は給食施設の <u>設置者の職種</u> に変更があった場合も提出 ・理事長→院長 ・社長→所長 ・呉市立保育所→呉市長 ・呉市立小中学校→呉市教育長 ③ <u>給食施設の種類</u> 開始届の内容と変わった場合(例;病院内に介護老人保健施設を新設, 直営から委託に変わった時) ④ <u>給食の開始日又は開始予定日</u> 開始又は開始予定日に変更になった時

	⑤ 1日の予定給食数及び各食の予定給食数(定員) ⑥ 管理栄養士及び栄養士の員数
特定給食施設 休止(廃止)届	給食施設に係わる事業を休止又は廃止した場合

2 報告書の提出

呉市では、健康増進法第24条第1項及び呉市健康増進法施行細則第5条に基づき、給食施設における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、設置者は「栄養管理報告書」を提出しなければなりません。

対象施設	特定給食施設及びその他の給食施設	
様式	栄養管理報告書(学校用)	学校
※様式は呉市のホームページに掲載しています。	栄養管理報告書(病院・介護老人保健施設用)	病院・介護老人保健施設・介護医療院
	栄養管理報告書(保育所・児童福祉施設用)	児童福祉施設・社会福祉施設
	栄養管理報告書(事業所・寄宿舍・その他)	事業所・寄宿舍・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他
頻度	年1回	
実施時期	6月	
提出期限	7月末日	
提出方法	Fax, メール, 郵送にて提出	
確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出内容との整合性 ・管理栄養士等の配置状況 ・給食運営及び栄養管理等の状況を把握等 	

3 管理栄養士等の配置

適切な栄養管理を行うため、特定給食施設の設置者に管理栄養士の配置が義務付けられています。(健康増進法第21条, 呉市健康増進法施行細則第4条)

対象となる施設については、保健所より通知書(管理栄養士必置施設指定通知書)が交付されます。管理栄養士指定要件に該当しなくなりましたら、解除通知を交付し、指定の取消を行います。

	条 件	施設の種類
一 号 施 設	医学的管理を必要とする施設 1回300食以上又は1日750食以上の食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・病院等を含む複数の施設を提供する施設 (例:病院許可病床数および介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上) ※許可病床数又は入所定員が300床(人)又は1日750食以上提供

二 号 施 設	上記以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・教護施設、更生施設(生活保護法第38条) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(老人福祉法第5条の3) ・乳児院(児童福祉法第37条), 児童養護施設(同法第41条), 福祉型障害児入所施設(同法第42条第1号), 情緒障害児短期治療施設(同法第43条の2), 児童自立支援施設(同法第44条) ・障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項) ・事業所, 寄宿舍, 矯正施設, 自衛隊等
	1回500食以上又は1日 1,500食以上	

※ 施設の種類により、他の法令等でも管理栄養士や栄養士の配置に関する規定があります。

4 栄養管理基準の遵守

健康増進法施行規則第9条には栄養管理の基準が示されており、厚生労働省通知(令和2年3月31日「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」)に、特定給食施設が実施すべき栄養管理に関する具体的な事項が明記されています。

また、施設の種類により、他の法令等でも栄養管理に関する規定があります。

健康増進法施行規則第9条	厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」(健健第0331第2号令和2年3月31日)別添2「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」
1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。	1 身体状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について (1) 利用者の性、年齢、身体状況、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。 (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。 (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
2 食事の献立は、身体状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。	2 提供する食事(給食)の献立について (1) 給食の献立は、利用者の身体状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。 (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

<p>3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。</p>	<p>3 栄養に関する情報の提供について</p> <p>(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>(2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより、知識の普及に努めること。</p>
<p>4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。</p>	<p>4 書類の整備について</p> <p>(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。</p> <p>(2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。</p>
<p>5 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。</p>	<p>5 衛生管理について</p> <p>給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。</p>
	<p>6 災害等の備えについて</p> <p>災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整備など、体制の整備に努めること。</p>

・栄養管理の進め方

栄養管理で、食事摂取基準を活用する場合、PDCAサイクルをに基づく活用を基本とし、その概要として下記の図を参考としてください。

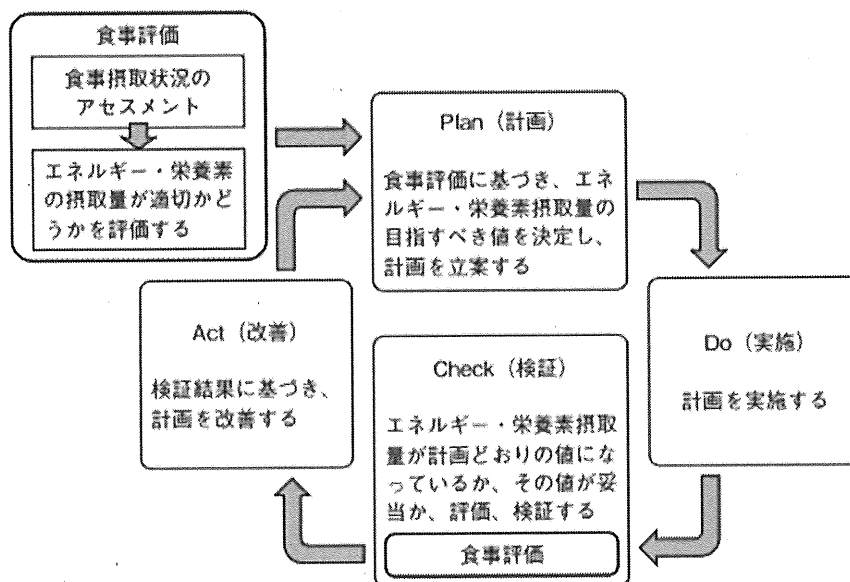


図6 食事摂取基準の活用とPDCAサイクル

栄養管理の進め方の参考(例)

管理体制の整備

- ・給食運営及び栄養管理の方針を明確化し、関係部門との共有
- ・施設間及び委託する場合の受託業者との連携及び業務・責任体制の明確化
- ・給食運営及び栄養管理が適切に実施されているか評価と検討できる体制整備

《関係書類例》 組織図, 業務分担表, 栄養管理委員会(給食会議)の議事録, 委託契約書(委託の場合)

栄養計画

- ・対象者の把握(性別, 年齢, 身体状況, 栄養状態等の把握)
- ・給与栄養目標量の設定(対象者の特性に応じた栄養目標量を算出し, 定期的に見直しを行う)
- ・献立作成基準の作成(栄養目標量が確保できるよう留意すること)

《関係書類例》 目標栄養量, 約束食事箋, 食品構成表

食事計画

- ・献立の作成(設定した給与栄養目標量, 献立作成基準に基づき作成)
- ・予定給与栄養量の算出と確認(作成した予定献立の給与栄養量を算出し, 給与栄養目標量に見合っているか確認)

《関係書類例》 予定献立表, 給与栄養量

実施

- ・対象者への事前提示と栄養情報の提供(献立内容や栄養情報の提供を行うことで, 利用者が自ら健康管理を行えるよう配慮)
- ・予定献立表に基づいた食事の提供
 - 適切な食品量の発注と食材の納品等に必要な記録と品質管理
 - 作業時における衛生的に必要な確認と記録
 - 在庫食品の管理
- ・食事の提供(食事を提供するために量・温度・時間等に配慮)
- ・実施献立表の作成(予定献立から食材や使用量に変更が生じたときは, 変更内容を記録し, 変更内容に応じて, 給与栄養量を修正)
- ・集団・個別相談の実施

《関係書類例》 発注書・納品書, 食品受払簿, 実施献立表, 衛生関係書類等
栄養相談の記録簿

評価・改善

- ・食事の評価
 - 検食の実施(食事の提供前に, 量、質、嗜好面、衛生面から提供者側から評価記録)
 - 嗜好調査, 喫食量・残食量の把握
- ・給与栄養量の算出・評価

《関係書類例》 検食簿, 給食日誌, 嗜好調査結果, 残菜調査, 給与栄養量(月報)

Ⅲ 呉市の指導・支援等

呉市における栄養指導員は、医師又は管理栄養士を有する保健所を設置する市の職員が任命され、その役割は、各給食施設が、栄養管理に基づいた実施を確保できるよう、必要に応じ指導・助言を行います。

	方 法
1 個別指導	対象: 特定給食施設及びその他の給食施設 内容: 給食施設への巡回・来所・電話相談等 時期: 随時(必要に応じて巡回)
2 集団指導	対象: 栄養管理者 内容: 栄養管理等の情報提供などの研修会開催 時期: 随時
3 その他	給食運営に関する相談や情報提供及び調査等 栄養管理報告書等の確認

Ⅳ 参考資料

《様式関係》

- 特定給食施設事業開始(再会)届
- 特定給食施設事業休止(廃止)届
- 特定給食施設届出事項変更届
- 特定給食施設栄養管理報告書(学校用)・記入要領
- 特定給食施設栄養管理報告書(病院・介護老人保健施設用)・記入要領
- 特定給食施設栄養管理報告書(保育所・児童福祉施設用)・記入要領
- 特定給食施設栄養管理報告書(事業所・寄宿舍・その他用)・記入要領
- 特定給食施設栄養管理報告書(裏面)・記入要領・・・【全施設共通】

《関係法規及び通知》

- 健康増進法抜粋
- 健康増進法施行規則抜粋
- 呉市健康増進法施行細則
- 呉市特定給食施設等指導実施要綱

特定給食施設事業開始(再開)届

令和 年 月 日

呉市保健所長殿

設置者

住所 〒

氏名

電話番号

(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

特定給食施設の給食事業を開始(再開)しますので、健康増進法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の種類	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 事業所 8 矯正施設 9 寄宿舍 10 自衛隊 11 一般給食センター 12 その他()				
給食運営方式	1 直営 2 委託 3 一部委託(内容)				
委託先	名称				
	所在地	〒 (電話番号)			
	代表者名				
給食対象者	施設の定員, 許可病床数等 ()				
1日平均給食数	朝食	昼食	夕食	その他()	計
給食責任者	役職名			氏名	
給食従事者数	人 (うち非常勤 人)				
職種	勤務形態	設置者(委託者)側		受託者側	
		常勤(人)	非常勤(人)	常勤(人)	非常勤(人)
再掲	管理栄養士				
	栄養士				
	調理師				
	調理員				
	その他				

備考 施設の平面図を添付してください。

特定給食施設事業休止（廃止）届

令和 年 月 日

呉市保健所長 殿

施設の名称
所在地 〒

管理者氏名
電 話

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

特定給食施設の給食事業を休止（廃止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
所在地	〒 (電話番号)
休止(廃止)年月日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止(廃止)の理由	

特定給食施設届出事項変更届

令和 年 月 日

呉市保健所長 殿

施設の名称
所在地 〒

管理者氏名
電 話

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

特定給食施設の給食事業に変更が生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日		令和 年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

- 備考 1 施設の所在地又は構造の変更の場合は、平面図を添付してください。
2 給食運営方式の変更のうち、直営から委託（一部委託を含む。）に変更した場合は、委託先の名称・住所・電話番号・代表者氏名を記載してください。

呉市保健所長殿

施設の名称

所在地

施設管理者(職名・氏名)

栄養管理部門名

責任者(職名・氏名)

電話・FAX番号

呉市健康増進法施行細則第5条の規定により、次のとおり栄養管理状況を報告します。

施設種別	1. 小学校	2. その他	管理栄養士指定施設	1. 有	2. 無					
組織	組織図 : 1. 有 2. 無									
1日当たりの平均食数 (食)	区分	児童生徒	職員	合計	備考	施設側(人) 常勤	施設側(人) 非常勤	受託側(人) 常勤	受託側(人) 非常勤	
	小学校	低学年					管理栄養士			
		中学年					栄養士			
		高学年					調理師			
	中学生					調理員				
	その他					給食事務等				
	その他					その他				
合計					合計					
管理栄養士・栄養士 従事者氏名										
給食の運営 方式	1. 直営	委託先名称								
		所在地								
		代表者氏名								
	2. 委託	施設担当責任者氏名								
		電話番号								
3. その他	【委託内容】 1. 全面委託 2. 一部委託 : ① 献立作成 ② 材料購入 ③ 調理 ④ 配膳 ⑤ 下膳 ⑥ 食器洗浄 ⑦ 施設外調理 ⑧ その他 ()									
栄養管理委員会 (給食関係会議)	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 名称 () 構成職種 : ① 施設長 ② 栄養管理部門担当者 ③ 管理栄養士 ④ 栄養士 ⑤ 喫食者代表 ⑥ 健康管理室スタッフ ⑦ 委託業者スタッフ ⑧ その他 () 合計 人 【目的】									
従事者の研修会	栄養管理部門従事者1人当たりの平均参加回数 () 回 主な研修内容 ()									
喫食者の身体状態の把握	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 【方法】									
肥満とやせの割合 (年 月現在)	肥満	人 (%)			やせ	人 (%)				
		食事への配慮 (1. 有 2. 無)				食事への配慮 (1. 有 2. 無)				
献立作成	献立表の作成	1. 有 2. 無								
	献立作成基準	1. 有 2. 無								
	予定献立作成	1. 有 2. 無 【作成単位】 1. 週間 2. 1ヶ月 3. 旬間 4. その他								
	食材料費	一人1日当たり () 円 提供する1日平均食数 () 食								
個別対応	1. 有 2. 無 【方法】									

特定給食施設栄養管理報告書 記入要領
(学校用)

主な項目	記入にあたっての留意点
1 管理栄養士指定施設	・「有」とは健康増進法第21条及び呉市健康増進法施行細則第4条の規定により呉市保健所長に指定されている場合
2 組 織	・組織図の有無に○を記入
3 食 数	・6月分の1日平均の食数を記入
4 従 事 者	・施設において給食関係業務に従事している施設側・委託側それぞれの職員数を記入 ・「管理栄養士、栄養士、調理師」は資格取得者。ただし(管理)栄養士の資格を持っていても、調理作業員として採用された者は「調理員」として計上
5 管 理 栄 養 士 ・ 栄 養 士 従 事 者 名	・上記従事者の内、栄養士及び管理栄養士(給食・栄養指導業務関係に携わる者)全ての名前を記入してください。(人数の多い場合別紙で添付可)
6 給 食 運 営 方 式	・委託の場合(一部も含む)必要事項を記入
7 栄 養 管 理 委 員 会 (給食委員会)	・施設における年間の全体会議の回数、会議名、主な構成メンバーとその人数、目的を記入(実施していない施設は、その理由を記入)
8 従 事 者 の 研 修 会	・1人当たりの平均研修参加回数(年間)と主な内容を記入してください。
9 喫食者の身体状態の把握	・喫食者の身体・栄養状態をどのような方法で把握しているかを記入
10 肥満とやせの割合	・学校保健統計調査法式(性別・年齢別・身長別標準体重)による肥満度判定方法を用い、全体に占める割合を算出。(割合は小数点第1位まで) ・「肥満」については+20%以上、「やせ」については-20%以下を評価対象とする。
11 献立作成	・「献立作成」の有無 ・「献立作成」するにあたっての基準の有無 ・「予定献立」の有無とある場合は、何日分作成して、施設管理者に了承を貰っているか ・「食材料費」を算出の有無と1日平均食数 ・「個別対応」個別対応の有無と具体的な対応方法について記入

※ 対象期間：記入留意点に記載されていない事柄については原則として7月1日現在とします。

呉市保健所長殿

施設の名称

所在地

施設管理者(職名・氏名)

栄養管理部門名

責任者(職名・氏名)

電話・FAX番号

呉市健康増進法施行細則第5条の規定により、次のとおり栄養管理状況を報告します。

施設種別	1. 病院	2. 介護老人保健	3. その他	管理栄養士指定施設	1. 有	2. 無
組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	部門 : 1. 栄養部		2. 診療部	3. 事務部	4. その他()	
	組織図 : 1. 有		2. 無			
許可病床数				施設側(人)	受託側(人)	
				常勤	非常勤	常勤
				非常勤		非常勤
	食数(1日平均)				備考	
	朝食	昼食	夕食	その他	合計	
一般						
特別						
療養型						
合計						
管理栄養士・栄養士 従事者氏名						
給食の運営 方式	1. 直営	委託先名称				
		所在地				
		代表者氏名				
	2. 委託	施設担当責任者氏名				
		電話番号				
3. その他	【委託内容】 1. 全面委託 2. 一部委託 : ① 献立作成 ② 材料購入 ③ 調理 ④ 配膳 ⑤ 下膳 ⑥ 食器洗浄 ⑦ 施設外調理 ⑧ その他 ()					
栄養管理委員会 (給食関係会議)	() 回 / 週 ・ 月 ・ 年 名称 () 構成職種 : ① 施設長 ② 栄養管理部門担当者 ③ 管理栄養士 ④ 栄養士 ⑤ 喫食者代表 ⑥ 健康管理室スタッフ ⑦ 委託業者スタッフ ⑧ その他 () 合計 人 【目的】					
従事者の研修会	栄養管理部門従事者1人当たりの平均参加回数 () 回 主な研修内容 ()					
喫食者の身体・ 栄養状態等の把握	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 【方法】					
献立 作成	献立表の作成	1. 有	2. 無			
	献立作成基準	1. 有	2. 無			
	予定献立作成	1. 有	2. 無			
		【作成単位】 1. 週間 2. 1ヶ月 3. 旬間 4. その他				
	食材料費	一人1日当たり () 円 提供する1日平均食数 () 食				
	方式	1. 単一方式 2. 選択方式(複数献立・選択食)				

特定給食施設栄養管理報告書 記入要領

(病院, 介護老人保健施設, 介護医療院用)

	主な項目	記入にあたっての留意点
1	管理栄養士指定施設	・「有」とは健康増進法第21条及び呉市健康増進法施行細則第4条の規定により呉市保健所長に指定されている場合
2	組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	・部門名の該当するものを○で囲み, 該当する部門がない場合はその他()内に記入 組織図の有無について該当する方に○
3	食数	・6月分の1日平均の食数を記入 ※ディサービス, 配給サービス, 外来透析や職員食については, 継続的(4日/週・1か月以上)条件に入る場合は記入。
4	従事者	・施設において給食関係業務に従事している施設側・委託側それぞれの職員数を記入 ・「管理栄養士, 栄養士, 調理師」は資格取得者。ただし(管理)栄養士の資格を持っていても, 調理作業員として採用された者は「調理員」として計上
5	管理栄養士・栄養士従事者名	・上記従事者の内, 栄養士及び管理栄養士(給食・栄養指導業務関係に携わる者)全ての名前を記入してください。(人数の多い場合別紙で添付可)
6	給食運営方式	・委託の場合(一部も含む)必要事項を記入
7	栄養管理委員会(給食委員会)	・施設における年間の全体会議の回数, 会議名, 主な構成メンバーとその人数, 目的を記入(実施していない施設は, その理由を記入)
8	従事者の研修会	・1人当たりの平均研修参加回数(年間)と主な内容を記入
9	喫食者の身体状態の把握	・喫食者の身体・栄養状態をどのような方法で把握しているかを記入
10	献立作成	・「献立作成」の有無 ・「献立作成」するにあたっての基準の有無 ・「予定献立」の有無とある場合は, 何日分作成して, 施設管理者に了承を貰っているか ・「食材料費」を算出の有無と1日平均食数 ・「方式」該当する方に○

※ 対象期間: 記入留意点に記載されていない事柄については原則として7月1日現在とします。

呉市保健所長殿

施設の名称 _____
 所在地 _____
 施設管理者(職名・氏名) _____
 栄養管理部門名 _____
 責任者(職名・氏名) _____
 電話・FAX番号 _____

呉市健康増進法施行細則第5条の規定により、次のとおり栄養管理状況を報告します。

施設種別	1. 保育所 2. 児童福祉施設 3. 社会福祉施設 管理栄養士指定施設	1. 有 2. 無
組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	部門 : 1. 栄養部 2. 給食部 3. 事務部 4. その他() 組織図 : 1. 有 2. 無	
定員		施設側(人) 受託側(人)
1日当たりの平均食数(食)	区分	常勤 非常勤 常勤 非常勤
	朝食	
	昼食	
	夕食	
	その他	
	合計	
職員食		
その他		
合計		
管理栄養士・栄養士従事者氏名		
給食の運営方式	1. 直営	委託先名称
		所在地
		代表者氏名
	2. 委託	施設担当責任者氏名
		電話番号
3. その他	【委託内容】 1. 全面委託 2. 一部委託 : ① 献立作成 ② 材料購入 ③ 調理 ④ 配膳 ⑤ 下膳 ⑥ 食器洗浄 ⑦ 施設外調理 ⑧ その他 ()	
栄養管理委員会(給食関係会議)	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 名称 () 構成職種 : ① 施設長 ② 栄養管理部門担当者 ③ 管理栄養士 ④ 栄養士 ⑤ 喫食者代表 ⑥ 健康管理室スタッフ ⑦ 委託業者スタッフ ⑧ その他 () 合計 人 【目的】	
従事者の研修会	栄養管理部門従事者1人当たりの平均参加回数 () 回 主な研修内容 ()	
喫食者の身体状態の把握	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 【方法】	
肥満とやせの割合(年月現在)	肥満 人 (%) 食事への配慮(1. 有 2. 無)	やせ 人 (%) 食事への配慮(1. 有 2. 無)
献立作成	献立表の作成	1. 有 2. 無
	献立作成基準	1. 有 2. 無
	予定献立作成	1. 有 2. 無
	食材料費	一人1日当たり () 円 提供する1日平均食数 () 食
	個別対応	1. 有 2. 無 【方法】

特定給食施設栄養管理報告書 記入要領

(保育所, 児童福祉施設用)

	主な項目	記入にあたっての留意点
1	管理栄養士指定施設	・「有」とは健康増進法第21条及び呉市健康増進法施行細則第4条の規定により呉市保健所長に指定されている場合
2	組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	・部門名の該当するものを○で囲み, 該当する部門がない場合はその他()内に記入 組織図の有無について該当する方に○
3	食数	・6月分の1日平均の食数を記入してください。(おやつは対象外)
4	従事者	・施設において給食関係業務に従事している施設側・委託側それぞれの職員数を記入 ・「管理栄養士, 栄養士, 調理師」は資格取得者。ただし(管理)栄養士の資格を持っていても, 調理作業員として採用された者は「調理員」として計上
5	管理栄養士・栄養士従事者名	・上記従事者の内, 栄養士及び管理栄養士(給食・栄養指導業務関係に携わる者)全ての名前を記入
6	給食運営方式	・委託の場合(一部も含む)必要事項を記入してください。
7	栄養管理委員会(給食委員会)	・施設における年間の全体会議の回数, 会議名, 主な構成メンバーとその人数, 目的を記入してください。(実施していない施設は, その理由を記入)
8	従事者の研修会	・1人当たりの平均研修参加回数(年間)と主な内容を記入してください。
9	喫食者の身体状態の把握	・喫食者の身体・栄養状態をどのような方法で把握しているかを記入
10	肥満とやせの割合	・3歳以上6歳未満の幼児を対象に, 幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)(平成12年乳幼児身体発育調査の結果)を用い, 全体に占める割合を算出。(割合は小数点第1位まで) ※3歳以上の幼児の肥満度判定区分の簡易ソフトの紹介(国立保健医療科学院のHP) http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/ ・学校保健統計調査法式(性別・年齢別・身長別標準体重)による肥満度判定方法を用い, 全体に占める割合を算出。(割合は小数点第1位まで) 「肥満」については+20%以上、「やせ」については-20%以下を評価対象とする。 ※ 3歳~中学生まで入所している場合は, 3~6歳は乳児, 6~12歳は児童・生徒の評価方法を用い, それぞれの割合を記入
11	献立作成	・「献立作成」の有無 ・「献立作成」するにあたっての基準の有無 ・「予定献立」の有無とある場合は, 何日分作成して, 施設管理者に了承を貰っているか ・「食材料費」を算出の有無と1日平均食数 ・「個別対応」個別対応の有無と具体的な対応方法について記入

※ 対象期間: 記入留意点に記載されていない事柄については原則として7月1日現在とします。

呉市保健所長 殿

施設の名称 _____
 所在地 _____
 施設管理者(職名・氏名) _____
 栄養管理部門名 _____
 責任者(職名・氏名) _____
 電話・FAX番号 _____

呉市健康増進法施行細則第5条の規定により、次のとおり栄養管理状況を報告します。

施設種別	1.事業所	2.寄宿舎	3.その他	管理栄養士指定施設	1.有	2.無							
組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	部門 : 1.福利厚生部	2.総務部	3.庶務部	4.その他()									
	組織図 : 1.有	2.無											
1日当たりの平均給食数(食)	区分	朝食	昼食	夕食	その他	合計	備考	施設側(人)		受託側(人)			
								常勤	非常勤	常勤	非常勤		
								管理栄養士					
								栄養士					
								調理師					
								調理員					
							給食事務等						
							その他						
							合計						
管理栄養士・栄養士従事者氏名													
給食の運営方式	1. 直営	委託先名称											
		所在地											
		代表者氏名											
	2. 委託	施設担当責任者氏名											
		電話番号											
3. その他	【委託内容】 1. 全面委託 2. 一部委託 : ① 献立作成 ② 材料購入 ③ 調理 ④ 配膳 ⑤ 下膳 ⑥ 食器洗浄 ⑦ 施設外調理 ⑧ その他 ()												
栄養管理委員会(給食関係会議)		1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 名称 () 構成職種 : ① 施設長 ② 栄養管理部門担当者 ③ 管理栄養士 ④ 栄養士 ⑤ 喫食者代表 ⑥ 健康管理室スタッフ ⑦ 委託業者スタッフ ⑧ その他 () 合計 人 【目的】											
従事者の研修会		栄養管理部門従事者1人当たりの平均参加回数 () 回 主な研修内容 ()											
喫食者の身体状態の把握		1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 2. 無 【方法】											
肥満とやせの割合(年月現在)		肥満 人 (%)				やせ 人 (%)				食事への配慮(1.有 2.無)			
		食事への配慮(1.有 2.無)											
献立作成	献立表の作成	1. 有		2. 無									
	献立作成基準	1. 有		2. 無									
	予定献立作成	1. 有		2. 無		【作成単位】 1. 週間 2. 1ヶ月 3. 旬間 4. その他							
	食材料費	一人1日当たり () 円 提供する1日平均食数 () 食											
個別対応		1. 有		2. 無		【方法】							

特定給食施設栄養管理報告書 記入要領

(事業所, 寄宿舍, その他用)

	主な項目	記入にあたっての留意点								
1	管理栄養士指定施設	・「有」とは健康増進法第21条及び呉市健康増進法施行細則第4条の規定により呉市保健所長に指定されている場合								
2	組織(栄養管理・給食部門の位置づけ)	・部門名の該当するものを○で囲み, 該当する部門がない場合はその他()内に記入 組織図の有無について該当する方に○								
3	食数	・6月分の1日平均の食数を記入(人数の多い場合別紙で添付可)								
4	従事者	・施設において給食関係業務に従事している施設側・委託側それぞれの職員数を記入 ・「管理栄養士, 栄養士, 調理師」は資格取得者。ただし(管理)栄養士の資格を持っていても, 調理作業員として採用された者は「調理員」として計上								
5	管理栄養士・栄養士従事者名	・上記従事者の内, 栄養士及び管理栄養士(給食・栄養指導業務関係に携わる者)全ての名前を記入(人数の多い場合別紙で添付可)								
6	給食運営方式	・委託の場合(一部も含む)必要事項を記入してください。								
7	栄養管理委員会(給食委員会)	・施設における年間の全体会議の回数, 会議名, 主な構成メンバーとその人数, 目的を記入(実施していない施設は, その理由を記入)								
8	従事者の研修会	・1人当たりの平均研修参加回数(年間)と主な内容を記入してください。								
9	喫食者の身体状態の把握	・喫食者の身体・栄養状態をどのような方法で把握しているかを記入								
10	肥満とやせの割合	<p>・成人については, BMI (Body Mass Index) を用い, 全体に占める割合を算出 $\text{BMI} = \frac{\text{体重kg}}{(\text{身長m} \times \text{身長m})}$ (割合は 小数点第1位まで)</p> <p>肥満の判定基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">判定</th> <th style="width: 25%;">低体重(やせ)</th> <th style="width: 25%;">普通</th> <th style="width: 20%;">肥満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BMI</td> <td>18.5未満</td> <td>18.5以上25.0未満</td> <td>25.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	判定	低体重(やせ)	普通	肥満	BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上
判定	低体重(やせ)	普通	肥満							
BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上							
11	献立作成	<ul style="list-style-type: none"> ・「献立作成」の有無 ・「献立作成」するにあたっての基準の有無 ・「予定献立」の有無とある場合は, 何日分作成して, 施設管理者に了承を貰っているか ・「食材料費」を算出の有無と1日平均食数 ・「個別対応」個別対応の有無と具体的な対応方法について記入 								

※ 対象期間: 記入留意点に記載されていない事柄については原則として7月1日現在とします。

【全施設共通】

喫食者の 食事評価	嗜好調査	1. 有 () 回 / 週 ・ 月 ・ 年 【満足度】 () % [満足と回答した者()人/調査者数()人 ()月実施 【方法】	2. 無
	喫食量調査	() 回 / 週 ・ 月 ・ 年 【方法】 1. 残菜調査 2. その他 【対象】 1. 全量 2. 料理別(皿) 3. 個別	
	残食率	1 有 2 無	
栄養情報提供	献立表の掲示	1. 実施 2. 未実施	
	栄養成分の表示 その他の取り組み	2. 実施 2. 未実施	
栄養教育状況	個別指導	件/月	
	集団指導	回/月	延べ人数 人/月
非常用食糧等の備蓄	1. 有()人分を()日分 ① 献立表 : 1. 有 2. 無 ② 保管場所 : 1. 厨房内 2. 防災保管庫 3. その他()		
衛生管理マニュアル	1. 有 2. 無		

給与食品及び給与栄養量

食品群	一人1日当たり		栄養素名	一人1日当たり		
	標準食品構成 (g)	純使用量 (g)		目標栄養量	給与栄養量	※2
肉類			エネルギー (kcal)			
魚介類	魚介類		たんぱく質 (g)			
	干物・缶詰・塩蔵		脂質 (g)			
	練製品		カルシウム (mg)			
卵類			鉄 (mg)			
豆類	大豆製品		ビタミンA (レチノール当量) (μg)			
	大豆・その他の豆		ビタミンB1 (mg)			
乳類	牛乳		ビタミンB2 (mg)			
	乳製品		ビタミンC (mg)			
藻類			塩分 (g)			
野菜類	緑黄色野菜		食物繊維 (g)			
	その他の野菜		糖質エネルギー比 (%)			
	野菜漬物類		たんぱく質エネルギー比 (%)			
果実類			脂質エネルギー比 (%)			
穀類	米		※ 1			
	パン					
	その他					
いも類	いも類					
	いも加工品					
砂糖及び甘味類						
油脂類						
種実類						
菓子類						
調味料						
			※1の欄は記載されている項目以外の栄養素			
			※2の欄は記載されている項目以外の栄養量			

給食日誌	1. 有 2. 無	検食簿	1. 有(検食者の職種名) 2. 無
報告書作成	報告作成者 氏名		

12	喫食者による食事評価	<ul style="list-style-type: none"> 嗜好調査の有無 満足度、嗜好調査の方法を記入 何らかの理由で、できない場合は「方法欄」にその理由を記入 喫食量調査の回数、方法等を記入 残食率の有無を記入
13	栄養情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 該当するものに○または記入 その他に取り組んでいることがあれば記入 例 [ポスター、食卓メモ、栄養だより等]
14	栄養教育状況	<ul style="list-style-type: none"> 集団・個別に分けて6月の1か月間に行った件数を記入
15	非常用食糧等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄の有無 備蓄の量 非常時用の献立表の作成の有無 保管場所を記入
16	衛生管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルを作成の有無
17	給与食品及び給与栄養量	<ul style="list-style-type: none"> 6月分の1日平均の食品構成及び純使用量（廃棄率を除く）及び目標栄養量と給与栄養量を記入 最新版の「日本食品成分表」に準じること 小学校は中学年、保育所(園)は、3～5歳児、その他の施設については、最も提供数の多い基本となる給食について記入
18	給食日誌	<ul style="list-style-type: none"> 実施の有無を記入
19	検食簿	<ul style="list-style-type: none"> 実施の有無と検食者の職種を記入
20	報告者作成	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書を作成した者の氏名を記入

健康増進法

第四章 保健指導等

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第五章 特定給食施設

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなく前条の

栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 罰則

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

平成十五年厚生労働省令第八十六号
健康増進法施行規則

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

呉市規則第22号

呉市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関しては、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による調査世帯の指定の通知は、国民健康・栄養調査世帯通知書により行うものとする。

(特定給食施設の届出)

第3条 法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）に係る同項の規定による届出は、特定給食施設事業開始（再開）届により行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による届出は、変更の届出にあつては特定給食施設届出事項変更届により、休止又は廃止の届出にあつては特定給食施設事業休止（廃止）届により行うものとする。

(管理栄養士必置施設の指定等)

第4条 法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置施設指定通知書により行うものとする。

2 保健所長は、前項の規定により指定した施設が省令第7条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士必置施設指定取消通知書により、当該指定を取り消すものとする。

(給食状況の報告)

第5条 特定給食施設の設置者又は管理者は、保健所長が定めるところにより、給食状況に関する報告書を保健所長に提出しなければならない。

(帳票の様式)

第6条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前になされた処分、手続その他の行為で、この規則中これらに相当する行為についての規定がある場合の当該行為は、この規則によってなされたものとなす。

呉市特定給食施設等指導実施要綱

(目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）及び呉市健康増進法施行細則（平成16年呉市規則第22号。以下「細則」という。）に基づき、給食施設の設置者、給食関係者等に対し必要な指導を行うことにより、喫食者の栄養改善を進めるとともに、給食施設栄養管理を通じて市民の健康の維持及び増進を図ることを目的とする。

(指導対象)

第2条 この要綱による指導の対象となる給食施設及び対象者は、つぎのとおりとする。

(1) 指導対象施設

特定かつ多人数の者に対して継続的に、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する給食施設（以下「特定給食施設」という。）とする。

(2) 指導対象者

特定給食施設の設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士、調理師とする。

(指導内容)

第3条 指導内容は、次のとおりとする。

(1) 特定給食施設の届出

保健所長は、特定給食施設に対し、細則第3条に規定する届の提出を求めるものとする。

(2) 給食状況の報告

保健所長は、細則第5条の規定に基づき、特定給食施設の給食状況の把握及び指導・評価を行う基礎資料として、毎年7月1日現在の給食摂取状況を同月末日までに栄養管理報告書により報告させるものとする。

(3) 栄養指導員の指導

栄養指導員が特定給食施設に対し、指導を行ったときは、所定の栄養指導票を当該施設の設置者に交付するものとする。

(その他の給食施設への指導)

第4条 保健所長は、特定かつ多人数の者に対して継続的に、1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する給食施設に対しても、特定給食施設に準じて指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。